

水道用水供給事業における料金について

令和 2 年 8 月 2 5 日

亀岡市上下水道事業経営審議会

水道用水供給事業

事業の概要

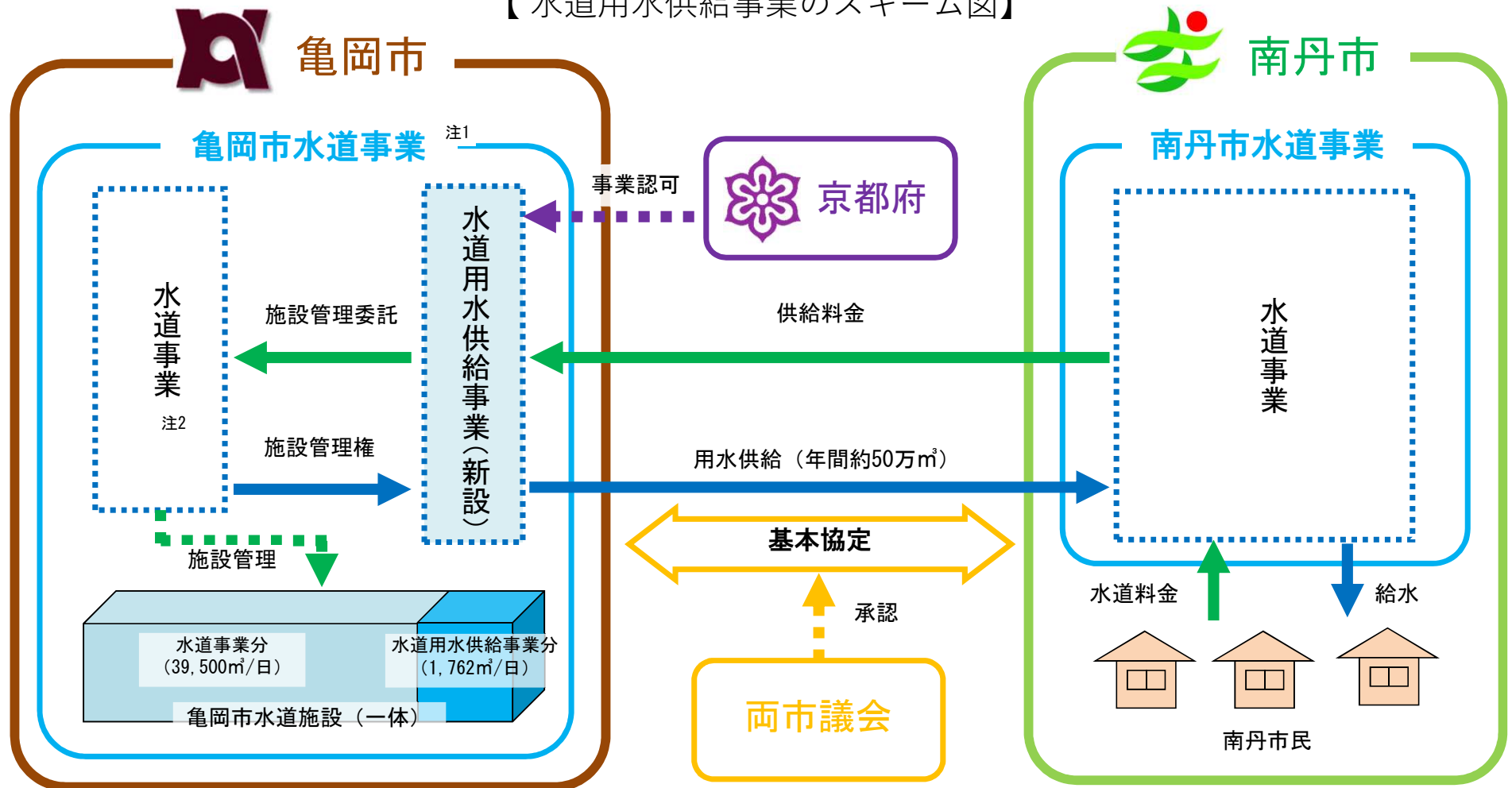
- 亀岡市水道事業の既存施設を活用し、南丹市八木町西部に水道用水を供給
- 両市の水道事業経営の合理化及び業務の効率化、市民への水道サービスの向上を図る

両市のメリット

《**亀岡市**》 既存施設の余裕能力を活用した収益の増加

《**南丹市**》 老朽施設の廃止によるコスト削減と安定した水源の確保

【 水道用水供給事業のスキーム図】



注1 「亀岡市水道事業」及び「南丹市水道事業」は、地方公営企業法に基づき設置された地方公営企業をいう。

注2 「水道事業」及「水道用水供給事業」は、地方公営企業で経営する水道法上の事業をいう。実際の経営は一体である。



位置図



・・・水道用水を供給する範囲
(南丹市八木町のうち桂川右岸地域)



・・・亀岡市水道事業の給水区域

これまでの経過

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 平成30年2月 | 南丹市から協議の正式申し入れ |
| 平成31年1月 | 「水道用水供給事業の推進に関する基本合意書」締結 |
| 令和元年6月 | 「水道用水の供給に関する基本協定書」締結 |
| 令和2年3月 | 水道用水供給事業の条例設置
水道用水供給事業の認可取得 |



今後の予定

令和 2 年 9 月～令和 3 年 9 月

南丹市において八木町から千代川浄水場までの連絡管
(国道 9 号) の布設工事、舗装復旧工事、通水・洗管作業

※用水供給に係る施設は南丹市の費用負担で設置及び管理

令和 2 年 1 2 月 水道用水供給事業の給水条例制定 (料金等)

令和 3 年 1 0 月 供給開始

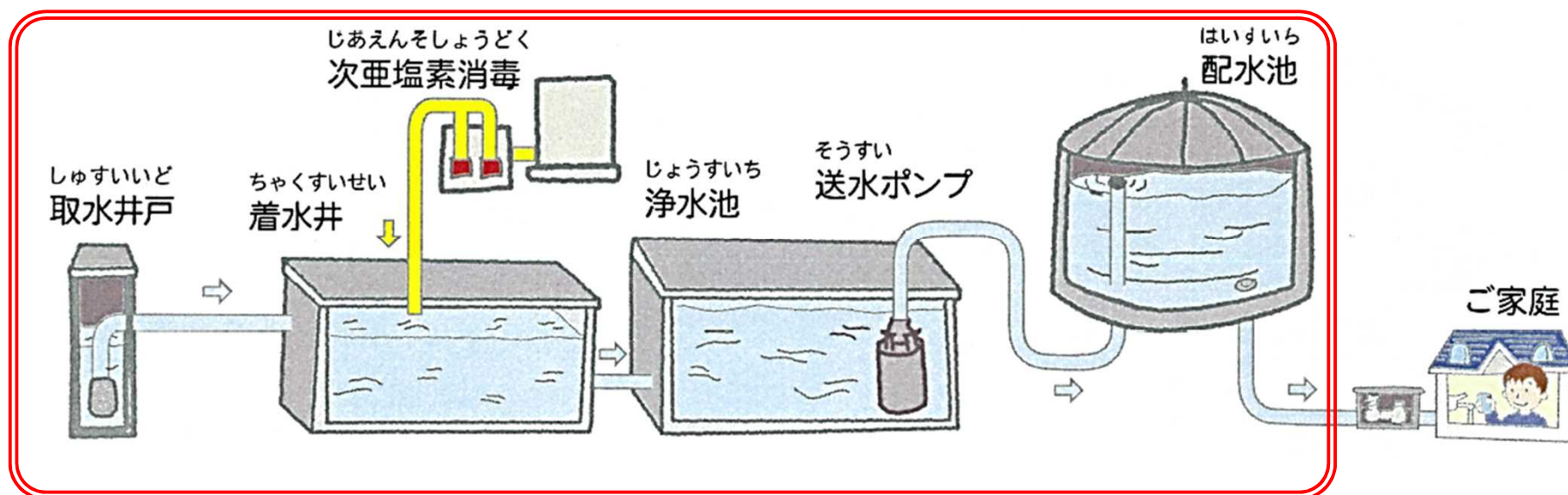
水道用水供給事業の料金

1 用水供給の料金 （基本協定書抜粋）

- （１） 亀岡市は、用水供給について地方公営企業法第２１条第１項の規定により南丹市から用水供給料金（以下「料金」という。）を徴収する。
- （２） 料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公正妥当、かつ、両市の水道事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。
- （３） 料金に関することは、地方自治法第２２８条第１項の規定により亀岡市の条例で定める。

2 用水供給事業が使用する施設 （基本協定書抜粋）

- （１）用水供給は、亀岡市が現に保有する水道施設の総体を使用して行う。
- （２）使用する施設は、取水、浄水、送水及び配水施設とする。



3 料金の考え方

(1) 算出方法 (基本合意書抜粋)

用水供給 1 立方メートル当たりの料金は、用水供給事業が負担する施設の借用及び管理並びに事業の運営に係る経費を給水量で除した額とする。

用水供給料金 = 用水供給事業に係る経費 ÷ 給水量

① 施設の借用に係る経費

② 施設の管理及び事業の運営に係る経費

※ 給水装置（給水管や量水器）、料金徴収等に係る経費、一般会計繰入金対象の企業債利息・費用等は除く

① 施設の借用に係る経費

南丹市が亀岡市の水道施設を使用する経費

(具体的には…減価償却費・資産減耗費・企業債利息)

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{亀岡市水道事業の減価償却費、資産減耗費、} \\ \text{企業債利息の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{左のうち用水供給事業に要} \\ \text{しない費用} \end{array} \right] \right\} \times \frac{\text{用水供給事業の計画一日最大給水量}}{\text{水道事業全体の計画一日最大給水量}}$$

② 施設の管理及び事業の運営に係る経費

亀岡市水道施設の管理費用 + 南丹市へ用水を送る費用

(具体的には…施設管理費・動力費・薬品費・人件費等)

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{亀岡市水道事業の原水} \\ \text{及び浄水費、配水及び} \\ \text{給水費、業務費、総係} \\ \text{費の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{左のうち用水} \\ \text{供給事業に要} \\ \text{しない費用} \end{array} \right] \right\} \times \frac{\text{用水供給事業の年間給水量}}{\text{水道事業全体の年間給水量}}$$

用水供給事業に要しない費用（控除額）

項 目		水道用水供給事業に要しない費用（控除額）
資本費用	減価償却費	○ 各需要者への給水管や量水器などの給水装置及び水道料金関係事務用資産に係る減価償却費 ○ 庁舎の減価償却費のうち下水道事業会計負担に係る減価償却費
	資産減耗費	○ 給水装置及び水道料金関係事務用資産に係る資産減耗費
	企業債利息	○ 一般会計繰入金対象（旧簡易水道分）に係る企業債利息
維持管理費用	配水及び給水費	○ 各需要者への給水管や量水器などの給水装置に係る費用（給水費） ○ 給水費用に係る関係事務費
	業務費	○ 水道料金の調定、収納及び検針などに関する費用（全額控除）
	総係費	○ 一般会計繰入金対象事業（未普及対策経費等）に係る費用 ○ 庁舎管理経費のうち下水道事業会計負担に係る費用 ○ 給水費及び業務費の控除額の合計額に応じた割合に係る総係費相当額

3 料金の考え方

(2) 算出期間

令和3年度から令和7年度までの5年間で算出
(別添：算出資料)

(3) 料金の設定 (案)

112円/m³ (税抜)

◎ 年間平均収入金額 (見込み) 約5,400万円

※令和元年度亀岡市水道事業会計

決算額による単価 112円/m³ (税抜)

(別添:算出資料)

項 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		計(令和3～7年度)	
	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水	水道事業	水道用水
	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業	全 体	供給事業
減価償却費	782,519	32,589	797,503	32,838	803,098	32,446	823,452	33,319	826,889	33,498	824,512	33,461	825,622	33,562	4,103,573	166,286
資産減耗費	3,101	115	23,999	100	18,509	100	25,152	100	25,152	100	25,152	100	25,152	100	119,117	500
支払利息	136,882	5,094	126,213	4,692	118,275	4,467	108,244	4,119	99,484	3,825	91,521	3,564	84,838	3,342	502,362	19,317
資本費用合計	922,502	37,798	947,715	37,630	939,882	37,013	956,848	37,538	951,525	37,423	941,185	37,125	935,612	37,004	4,725,052	186,103
原水及び浄水費	201,581	10,422	217,246	10,421	222,299	10,420	221,336	10,420	220,372	10,419	219,403	10,418	218,439	10,418	1,101,849	52,095
配水及び給水費	185,631	4,352	202,161	4,256	200,976	4,160	193,937	4,160	193,937	4,160	193,937	4,160	193,937	4,160	976,724	20,800
業務費	94,862	0	67,367	0	99,876	0	99,876	0	99,876	0	99,876	0	99,876	0	499,380	0
総係費	101,946	2,681	111,513	2,621	108,995	2,561	116,769	2,561	101,222	2,561	99,668	2,561	107,441	2,561	534,095	12,805
維持管理費用合計	584,020	17,455	598,287	17,298	632,146	17,141	631,918	17,141	615,407	17,140	612,884	17,139	619,693	17,139	3,112,048	85,700
計(千円)	1,506,522	55,253	1,546,002	54,928	1,572,028	54,154	1,588,766	54,679	1,566,932	54,563	1,554,069	54,264	1,555,305	54,143	7,837,100	271,803
給水量 (m³)	9,566,536	494,373	9,488,588	490,560	9,446,228	488,370	9,396,809	485,815	9,372,998	484,584	9,305,029	481,070	9,255,609	478,515	46,776,673	2,418,354
1m³当たりの料金(円)		112		112		111		113		113		113		113		112

* 金額には消費税は含まない